

オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和7年9月24日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部長 金井 潤一

1 調達内容

- (1) 調達件名 愛宕地区第一種市街地再開発事業に係る建物名称作成業務
- (2) 調達品等の特質・数量等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和8年1月31日まで
- (4) 納入場所 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部事業推進第3課

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

2 参加資格

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 当機構東日本地区において、令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。
※「全省庁統一資格」は当機構の競争参加資格とは何ら関係ないため注意すること
- (3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書等を承諾していること。オープンカウンター方式による見積合せ説明書については、当機構ホー

ムページを参照のこと。

<https://www.ur-net.go.jp/order/lrmhph0000014kuf-att/lrmhph0000014kwu.pdf>

- (6) 本業務の履行にあたっては、以下の要件を全て満たす者が対応を行うこととする。
- ・法人として、平成27年4月1日以降に竣工した複合用途建物の建物名称作成業務（※）を実施した実績を1件以上有することとし、当該業務に従事した実績を有する従業員を配置すること。

※建物名称作成業務とは、建物開発主体から請け負い、もしくは委託を受けて、建物名称の開発・策定に係る支援を行う業務をいう。なお、上記要件の確認を行うため、「3（2）見積書の提出期限及び提出方法」記載の提出期限までに「3（1）見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先」記載の提出先に別紙1 業務実績申告書及び別紙2 業務担当予定者の経歴を郵送又は持参により提出すること。

3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
八重洲ファーストファイナンシャルビル18階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部事業推進第3課 電話03-5200-8647

- (2) 見積書の提出期限及び提出方法

① 提出期限 令和7年9月30日（火） 16時00分

② 持参又は郵送による提出方法

持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記（1）と同じ。

- (3) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

4 その他

- (1) 契約保証金 免除

- (2) 契約書作成の要否 否

- (3) 支払条件 業務完了報告書を受領し、検査合格後支払い。

- (4) 見積りの無効 本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積り

に関する条件に違反した見積りは無効とする。

(5) 外部電磁的記録媒体の取扱い

落札者は、「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について→特約条項等）を契約締結日と同日付けで締結するものとする。下請負等をさせる場合は、落札者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。

(6) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

(7) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記 3 (2)により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出より前に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(8) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1－3－7
八重洲ファーストファイナンスビル18階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部事業推進第3課 担当：山下
電話03-5200-8647

以 上

業務実績申告書

業務名	
発注機関名	
履行期間	
業務の概要	

※1 法人として、平成27年4月1日以降に竣工した複合用途建物の建物名称作成業務（※）を実施した実績を1件以上有すること。業務が完了し、成果物の引渡しが進んでいるものに限る。

（※）建物名称作成業務とは、建物開発主体から請け負い、もしくは委託を受けて、建物名称の開発・策定に係る支援を行う業務をいう。

※2 実績を確認できる書類（依頼書等）を添付すること（提出に支障のある箇所はマスキング可）。

業務担当予定者の経歴

氏名	
業務名	
業務従事期間	
担当業務の内容	

※平成27年4月1日以降に竣工した複合用途建物の建物名称作成業務（※）に従事した従業員の実績を記入すること。

（※）建物名称作成業務とは、建物開発主体から請け負い、もしくは委託を受けて、建物名称の開発・策定に係る支援を行う業務をいう。

(押印の場合)

見 積 書

金 円也 (税抜)

ただし、(件名) 愛宕地区第一種市街地再開発事業に係る建物名称作成業務.....

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

印

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部長 金井 潤一 殿

(押印省略の場合)

見 積 書

金 円也 (税抜)

ただし、(件名) 愛宕地区第一種市街地再開発事業に係る建物名称作成業務...

オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積します。

令和 年 月 日

住 所

会社名

代表者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

都心業務部長 金井 潤一 殿

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名):

担 当 者 (会社名・部署名・氏名):

※2 連絡先 (電話番号) 1 :

連絡先 (電話番号) 2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(封筒見本)

表面【見積書に押印する場合】

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部長 金井 潤一 殿
(件名 愛宕地区第一種市街地再開発事業に係る建物名称 作成業務 見積書)

表面【見積書の押印を省略し、持参または書留郵便で提出する場合】※2

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部長 金井 潤一 殿
(件名 愛宕地区第一種市街地再開発事業に係る建物名称 作成業務 見積書)

(押印省略)

表面【見積書に押印する場合】

※1 登録番号	担当者氏名・連絡先	会社名	住所
---------	-----------	-----	----

※1 競争参加資格を申請中の者にあつては「競争参加資格申請中」と記載すること。提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取り消しをすることができないので、注意すること。

※2 押印を省略する場合は、封筒表面に「(押印省略)」と朱書きすること。押印を省略し郵送で見積書を提出する場合は在籍確認のため電話連絡するので、必ず連絡先を記載すること。

愛宕地区第一種市街地再開発事業に係る建物名称作成業務 業務請負仕様書

1. 業務の目的

本業務は、愛宕地区第一種市街地再開発事業において整備される施設建築物について、建物名称を作成することを目的とする。

2. 施行区域

東京都港区愛宕一丁目地内（別紙 1 参照）

3. 請負期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで

4. 業務内容

①建物名称作成

- ・地権者の意見を踏まえたネーミング開発（3 案程度）
- ・上記に至るまでのコンセプトや流れの整理
- ・地権者向け説明用資料作成
- ・地権者向け説明会での説明の実施（1～2 回）

②商標調査（簡易検索対応）

- ・建物名称

5. 成果品

業務報告書 一式 電子データ 一式

6. 特記事項

- （1）本仕様書に明記のない事項については、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）と協議のうえ決定するものとする。
- （2）機構が貸与する資料については、個人情報保護法等関連法規を遵守するとともに、その取扱いについては充分注意すること。
- （3）本業務に係る成果品が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に機構に無償で譲渡するものとする。この場合において受注者は当該著作物に係る著作者人格権を行使しないものとする。
- （4）受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。



- (5) 受注者は、機構の事前の書面による承諾なく、成果品及びその名称と同一又は類似する商標の出願又は登録を行わないものとする。
- (6) 本仕様書または本請負について疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
- (7) 上記作業に必要な関係機関協議及び資料作成は行うものとする。
- (8) 成果品は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）」（以下「グリーン購入法」という。）第 6 条第 2 項第 2 号に規定する「特定調達物品」を使用するものとする。なお、グリーン購入法に基づく基本方針（平成 7 年 2 月版）の「判断の基準」を満たすものとする。

7. 納品先

〒103-0028 東京都中央区八重洲 1－3－7
八重洲ファーストファイナンシャルビル18階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部事業推進第 3 課

【位置図】



【区域図】

